

子どもの貧困対策調査特別委員会 提 言 書

目 次

I	はじめに	1
II	提 言	2
1	子どもの居場所づくりと学習支援	2
2	包括的な支援の在り方	2
3	就労支援	4
4	全体を通して	5

平成29年3月24日

I はじめに

平成 25 年国民生活基礎調査によると、我が国の子どもの貧困率は 16.3%となり、およそ 6 人に 1 人の子どもが平均的な生活水準の半分に満たない状況にある。

また、子どもがいる現役世帯のうち、大人が 1 人の世帯の貧困率は 54.6%と非常に高く、ひとり親家庭が経済的に苦しい状況にあることがうかがえる。

こうした社会情勢のなか、国において「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、三重県においても平成 28 年 3 月「三重県子どもの貧困対策計画」が策定された。

計画の策定にあたり、県が実施した聴き取り調査では、社会から孤立し、自ら助けを求めることが出来ずにいる家庭が県内にも多く存在するという事実が明らかになっている。家族の在り方が多様化し、地域の絆が薄れる中で、子どもの貧困問題は複雑化、困難化、さらには潜在化しており、貧困の連鎖も含め、非常に大きな社会的課題である。

子どもや家庭が抱える課題はさまざまであるが、三重で暮らす子どもたちの将来が、生まれ育った環境や家庭の経済状況により左右されることがないように、三重県子ども条例の基本理念にのっとり、子どもの権利や子どもの最善の利益を尊重し、社会全体で子どもを取り巻く環境の改善に取り組まなければならない。

本特別委員会では、平成 28 年 5 月の設置以降、「子どもの居場所づくりと学習支援」「包括的な支援の在り方」「就労支援」を重点調査項目に位置付け、執行部からの聴き取り調査、参考人招致、県内外調査、委員間討議といった方法により、調査を重ねてきた。

この度、こうした調査や討議を基に、本特別委員会としての意見を提言としてまとめるものである。

Ⅱ 提言

1 子どもの居場所づくりと学習支援

核家族化が進み、人々のつながりが希薄化する中、子どもたちが社会から孤立することなく、安心して過ごせる「居場所」が地域社会に求められている。

また、学習支援事業は、子どもが学習習慣を身につけることをきっかけに、学習意欲や自己肯定感の向上につながる重要な取組であり、高校・大学進学率の向上、将来的には貧困の連鎖の解消につながることも期待される。

子どもの居場所づくりや学習支援事業が真に子どもたちの助けとなるよう、市町や関係機関と連携し、公共施設や地域人材の活用など、それぞれの地域の特性を考慮しつつ事業を展開するよう要望する。

○居場所づくり

- ・ 地域にある公共施設等を活用したモデル事業を構築すること
- ・ 拠点となる居場所を活用し、学習支援事業や食事の提供につなげる取組について検討すること
- ・ 既に設置されている子ども食堂や放課後児童クラブ等と連携した事業展開について検討すること

○学習支援

- ・ 未実施市町に対し、優良事例の紹介等含め、一層の働きかけを行うこと
- ・ 既に県内で実施されている事業について、市町や関係団体と連携し、検証と見直しを進めること

2 包括的な支援の在り方

支援を必要としている子どもやその家庭に、個別に支援を届けることが困難な現状において、包括的な支援は直接届く支援として有効なものでなければならない。

核家族化や、人々のつながりの希薄化は、貧困状態にある子どもや家庭の把握を難しくしている。「三重県子どもの貧困対策計画」においては、学校をプラットフォームとした取組を進めることとしていることから、スクールソーシャルワーカー等を積極的に活用し、早期に支援へつなげるなど、学校と福祉の連携が重要である。

また、行政やNPO等による支援は多く展開されているものの、本当に必要としている家庭に情報が届いていない、あるいは情報にアクセスできない、ア

クセスしないといった状況があることから、いざという時のセーフティーネットとなるためにも、NPOをはじめとする地域で支援を行っている団体等と連携を図り、行政側から積極的に分かり易い情報の提供を行っていく必要がある。

さらに、児童養護施設等の子どもたちの自立支援など、特に厳しい環境におかれている子どもたちに対する支援は早急に充実させる必要がある。

○スクールソーシャルワーカーの積極的な活用と人員の確保

- ・スクールソーシャルワーカーの積極的かつ効果的な活用を進めること
- ・スクールソーシャルワーカーの活用状況に応じ、引き続き必要な人員の確保に努めること

○ワンストップ支援機関の設置、支援情報の提供等

- ・経済的な困窮から子どもの貧困対策まで、さまざまな支援を一カ所で受けることができるワンストップ支援窓口機能の構築に向けた、市町、学校、関係機関等との連携強化を行うこと
- ・支援先一覧（市町、NPO等含む）のホームページ掲載やリストの配布を行うなど、必要な人に伝わる情報提供を行うこと

○児童養護施設等の子どもたちの自立支援

- ・児童養護施設入所中の子どもに、職業体験など自分の将来のモデルとなる人との出会いにつながる機会や、地域との交流を通じた社会とのつながりを感じる機会を得るための事業を実施すること
- ・児童養護施設退所後の自立支援を行う職員の配置を行うこと
- ・里親委託を解除した者も含め、社会的養護を必要とする子どもたちの自立に向けた支援策を検討すること
- ・自立支援貸付事業の返済免除期間短縮を行うよう国に要望すること

○啓発

- ・シンポジウムやフォーラムの開催など、関係者の生の声や貧困の実態について県民、企業、団体等に広く周知を行うこと
- ・支援の輪が広がるよう、地域で支援を行う人材の確保につながる啓発、広報を行うこと

○児童扶養手当

- ・支給回数を含めた改善検討の早期実施について国に要望すること
- ・支給回数の改善に伴い必要となる人件費等について、市町への財政支援を行うよう国に要望すること
- ・児童扶養手当額のさらなる充実について国に要望すること

○就学援助費のうち、入学時に必要な費用

- ・入学前支給未導入の市町に向けた一層の働きかけを行うこと
- ・支給額のさらなる充実について、引き続き検討を行うよう国に要望すること

○ひとり親家庭の子ども医療費の窓口無料化

- ・子ども医療費助成事業について、制度の創設を国に要望すること
- ・医療費の窓口無料化にかかる国庫負担金減額について撤廃するよう国に要望すること
- ・ひとり親家庭の子ども医療費の窓口無料化について、市町と十分な協議・調整を行い、早期導入の検討を行うこと

○給付型奨学金

- ・給付型奨学金の拡充について引き続き検討を行うよう国に要望すること
(対象人数、金額の拡充、返還困難者の支援など)

3 就労支援

経済的に自立した家庭環境で子どもが成長することは、貧困の連鎖を断ち切る観点から見て重要である。

家庭生活を安定させるために、親等がパートやアルバイトではなく、正規の職員・従業員として一定水準の収入を得られるようにしていくための支援が求められている。

その際、国家資格をはじめとする職業資格は、就労先や働き方の選択肢を大きく広げる効果も期待できることから、市町やハローワーク等とも連携した就労支援と併せて、職業資格の取得を支援する制度の周知を図ることも必要である。

なお、これら就労の支援につながる給付金については、生活環境の向上に直結する給付であることから、一層の充実を要望する。

○生活の安定につながる就労支援

- ・資格取得支援制度の周知・広報を行うこと
- ・資格取得による働き方モデルを提示するなど、取得意欲につながる広報を行うこと
- ・高等職業訓練給付金など、資格取得支援にかかる手当を充実するよう国に要望すること

4 全体を通して

子どもを取り巻く状況は、日々大きく変化している。このような中、より効果的な支援を実施するためには、実態を把握・分析し、それぞれの状況に応じた最善の対策を考えることが重要である。

また、子どもの貧困問題は、単に家庭の経済状況や社会的孤立に留まる問題ではなく、今、対策を進めなければ将来世代に大きな影響を及ぼす社会的課題である。三重で暮らす子どもたちが安心して毎日を過ごすために、行政はもとより、企業やNPO、団体、県民等、地域社会全体で真剣に取り組を進めていかなければならない。

○実態把握

- ・ 児童養護施設退所後の児童の実態把握等を行い、必要な支援を行うこと
- ・ (計画策定時に実施した) 要支援家庭への聴き取り調査を引き続き実施し、調査データの蓄積と分析を行うこと

○財源確保の工夫

- ・ 「地域子供の未来応援交付金」をはじめとする国の補助制度を積極的に活用するなど、さまざまな財源確保の工夫を凝らし、子どもの貧困対策に必要な予算の確保を行うこと

○関係機関との連携

- ・ 三重県子どもの貧困対策推進会議等、日頃から市町、学校、企業、NPO、各種団体、地域等と連携を行い、子どもの貧困対策への意識の共有を図り、県全体で取組を進めること

以上

三重県議会子どもの貧困対策調査特別委員会

委 員 名 簿

委 員 長	藤根 正典
副委員長	田中 祐治
委 員	中瀬古 初美
委 員	山内 道明
委 員	稲森 稔尚
委 員	小島 智子
委 員	北川 裕之
委 員	青木 謙順
委 員	水谷 隆